

## 八戸市指定障害福祉サービス事業者等指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）に対して行う指導について基本的事項を定め、もって自立支援給付に係る障害福祉サービス等、障害児通所給付に係る障害児通所支援事業及び障害児相談支援給付に係る障害児相談支援事業（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）の質の確保並びに自立支援給付、障害児通所給付及び障害児相談支援給付（以下「自立支援給付等」という。）の適正化を図ることを目的とする。

### (指導の方針)

第2条 指導は、指定障害福祉サービス事業者等に対し、法令等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

### (指導の実施)

第3条 指導の実施に当たっては、毎年度、実施時期、指導班の編成等を含む指導実施計画を別に作成し実施する。

2 指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ文書（別記第1号様式）により通知する。

3 指導は、次に掲げる運営指導及び集団指導の形態により行う。

(1) 運営指導 指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

(2) 集団指導 指導の対象となる指定障害福祉サービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

### (指導結果の処理)

第4条 指導の結果については、指定障害福祉サービス事業者等に対して、後日文書（別記第2号様式）により通知する。

2 前項に規定する通知について、是正又は改善の結果の報告を要する指摘事項があるときは、当該指定障害福祉サービス事業者等から改善報告書（別記第3号様式）を求める。

3 指導の結果、自立支援給付対象サービス等の取扱い又は自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項に関し不当な事実を確認したときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し自主点検させ、その結果を報告させる。この場合において、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

### (指導従事職員の心得)

第5条 指導の実施に当たっては、関係法令に基づき、常に公正普遍かつ懇切丁寧な姿勢をもって臨み、指定障害福祉サービス事業者等から理解と積極的かつ自主的な協力が得られるように配慮する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、指導について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別記

第1号様式（第3条関係）

第 年 月 日 号

様

八戸市長



指定障害福祉サービス事業者等に係る運営指導の実施について（通知）

このことについて、貴法人が設置運営する の運営指導を  
下記のとおり実施しますので、関係職員の出席方についてよろしくお願いします。

記

- 1 運営指導の日時
- 2 事業所等の種類
- 3 運営指導職員
- 4 運営指導の根拠
- 5 事前提出資料等及び提出期限

（担当）

第2号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

八戸市長



指定障害福祉サービス事業者等に係る運営指導の結果について（通知）

（指摘事項がない場合）

先般、貴法人が設置運営する の運営指導を実施したところ、改善を要する事項は認められませんでした。

今後とも、より一層適正な事業所運営の向上に努められるようお願いします。

（指摘事項がある場合）

先般、貴法人が設置運営する の運営指導を実施したところ、別紙「運営指導実施結果一覧表」のとおり、改善を要する事項が認められました。

については、速やかに是正・改善の措置を講ずるとともに、その結果について、 年 月 日（ ）までに、別紙「指定障害福祉サービス事業者等の運営指導指摘事項是正改善報告書」により報告してください。

なお、報告に当たり講じた措置を証明する資料がある場合には、その写しを添付してください。

（担当）

指定障害福祉サービス事業者等運営指導実施結果一覧表

|         |  |              |       |
|---------|--|--------------|-------|
| 事業所の種類  |  | 実施年月日        | 年 月 日 |
| 事業所名    |  | 管理者名         |       |
| 設置主体    |  | 左の代表者        |       |
| 経営主体    |  | 左の代表者        |       |
| 事業所側出席者 |  | 運営指導<br>担当職員 |       |

| 項目 | 現在の状況・問題点 | 要是正・改善事項 |
|----|-----------|----------|
|    |           |          |

（あて先）八戸市長

（法 人 名）  
（代表者氏名）

指定障害福祉サービス事業者等の運営指導に係る指摘事項是正改善報告書

| 指摘事項（現在の状況・問題点） | 是正改善状況の内容及び実施時期等 | 証明資料 |
|-----------------|------------------|------|
|                 |                  |      |